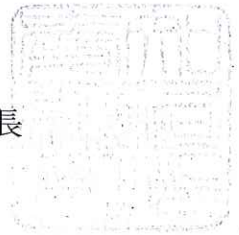


愛労発基 0830 第 3 号の 2
平成 30 年 8 月 30 日

(公社) 愛知労働基準協会
会長 殿

愛 知 労 働 局 長



労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

平素は労働安全衛生行政の推進にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、平成 26 年 6 月 25 日に公布された「労働安全衛生法の一部を改正する法律」により、平成 27 年 12 月 1 日に施行されているストレスチェック制度については、労働者のストレスの程度を把握し、労働者自身のストレスへの気付きを促すとともに、職場改善につなげ、メンタルヘルス不調となることを未然に防ぐこと（一次予防）に一定の効果を上げているところです。

しかし、心理的負荷による精神障害等に係る労災補償の申請件数は増加を続け、支給決定件数も増加傾向にあります。

今般厚生労働省では、ストレスチェック制度の一層の推進を図るため、別添のとおり労働安全衛生法を一部改正し、ストレスチェック実施者の資格者を追加することとしましたので、会員事業場への周知をいただきますようお願いいたします。

平成30年 8 月 9 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第108号）については、平成30年8月9日に公布され、同日より施行されたところである。

改正内容は下記のとおりであるので、関係者へ周知を図る等、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の概要（労働安全衛生規則第52条の10関係）

今般、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「検査」という。）の実施者に、検査を行うために必要な知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるもの（以下「厚生労働大臣が定める研修」という。）を修了した歯科医師及び公認心理師を追加することとしたこと。

2 細部事項

厚生労働大臣が定める研修を修了した歯科医師又は公認心理師により検査を実施する場合には、検査を受ける労働者の属する事業場の状況を日頃から把握している者であることが望ましいこと。

また、歯科医師については、労働衛生コンサルタントとして労働者のメンタルヘルスを含めた健康管理等に関与していることが望ましいこと。

3 その他

今般の省令改正を受け、次に掲げる公示及び通達について所要の改正を行ったこと。

- (1) 心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成27年4月15日心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第1号）

- (2) 「労働安全衛生規則第52条の10第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修に係る具体的事項について」(平成27年5月1日基発第0501第4号)